



われでおるか。こういうようなことだけに、監査をするというところから先ずスタートいたしましたわけでありまして、それからまあだん／＼とそういうふうな制度監査を行なつて参りました、昨年に至りまして初めてそれから一歩前進いたしました現金、預金或いは有価証券、手形債権或いは棚卸資産というような項目につきまして監査手続を実施いたしましたして、その五つの項目につきましての監査をいたしまして、会計士がその意見を表明する、こういうようなところまで範囲を拡げて参りましたわけですが、まあだん／＼とそういうふうな建前にやつて行こうというように建前になつております。御承知のようないろ／＼世間で最近噂に上つておりますような簿外の関係、こういうようなものにつきましては、監査によつてこれを摘発する、監査によつてこれを摘発するといふような問題は、非常に実際問題としてむずかしい問題でありますと同時に、現在の監査の範囲としてはそこまで行つていないわけでありまして、将来、監査の範囲が非常に今よりもなお拡げられて来る、これはまあ当然拡がることは考えられますが、そういうような時期になりまして、なおこれはやはり相手が経理につきましての觀念が非常に誤つておりまして、そういう犯罪行為にもなるようなことをあえてするといふようなときに、これはやはり犯罪者を摘発する、これは会計士が飽くまで調査して摘発する、こういうようなことに行きます。これは、これは会計士制度がよほど整備いたしましたけれども実際問題としてもかなりむずかしいことじやないかと思ひますので、やはり会計士の制度を整備

徹底しまして、その面におきましても十分な監査が行われまするし、会社の經理に當る者の側におきまする經理道德と申しまするか、そういうような觀念もそれに伴つて向上して来ると、こゝういふような状態を予想しまして、そういうような不祥な問題がだん／＼なくなつて行く、こゝういふふうにまあ期待して行くといふな大体の考えで私どもおるわけであります。

○菊川孝夫君 私、考えますのに、これは商法まで改正して行つて、株主は一々その会社の株主總會において經營のすべてについて質問し、經營者、責任者の不始末その他については株主總會で追及するということになつてゐるのだけれども、とてもそんなものは一度や二度の株主總會ではできないから、常に公認會計士を頼んで、そしてそういうことのないように氣をつけてもらふ、そうして、あつた場合には株主總會に公告をして、そうして、そういう一つのデータを公告された場合には、今度はその点から株主が個人々々の追及をして行く、こゝういふ行き方が私は狙ひのように思ふんですがね。ところが實際問題としては、經營者と殆んどぐるになつてしまつて、この公認會計士といふのは税金をうまく逃れる指導者になつてしまつておるんではないですか。折角、例えば今度の造船のリベートだとかそういうようなことが問題になつておるのだが、そんなことはできないと言われるけれども、それは素人ではないかも知れんけれども、常に会社の經理を見ておる人ではない檢察官あたりがああして帳簿を見たりすればわかつて来る。いろ／＼な事件が出て来る。今度の鐵道會館の揉み消

しというやうなことで……。これはちよつと檢察庁あたりで追及すれば出て来る。そんなことは檢察庁が追及する前に公認会計士が株主總會において問題にしておつた、そうでなければならぬ。これは異いぞ、異いことを言うから檢察庁が手を入れる。これはひど過ぎるというときには、檢察庁が手を入れる、こういうことになつて来なければならぬと私は思うんですが、最後の狙ひはそこで行くよやうにあなたらは考へておられるか。

それからもう一点聞いておきたいのは、それでは公認会計士制度ができてまして、今日までいろいろと実績を持つておられるだろうと思う。あなたらは、新しい制度であるから、それについてはいろ／＼の角度からどういう実績を挙げておるかというところについてはお取りになつておるだろうと思ふ。ただ何も実績も見ずになつた、アメリカがら押付けられたから実施した、これではいけないと思う。一遍実績があつたらお知らせを願いたい。こういう事実があつた。名前を挙げることは工合が悪いようでしたら匿名でも結構ですが、その点を一つ御説明願いたい、具体的に。

○政府委員(阪田泰二君) 先ほど来申上げましたように、公認会計士の監査制度、監査の範囲そのものが、なかなか会社の帳簿の内容適否或いは簿外というやうなところまで監査するということに現在なつておりませんから、現状においてはそこまで監査の範囲が広がつていないということでありますが、大体、公認会計士の監査制度そのものといまして、やはり会社の経理が正しく公正に会計の原則に従つて

處理されておるかどうかということをして監査をし、指導して行く、こういうことに主眼があると思うのであります。て、何と言いますか、不正な犯罪を摘発するというような、檢察庁のような立場で犯罪を摘発するというような点には主眼がないのではないかと思います。が、帳簿に、そういう犯罪行為的なやり方の結果としまして誤りがある、不正があるということでありましたら、監査の範囲が非常に拡がりますれば、勿論そういうものまで公認会計士の監査によりまして発見されると言いますか、出て来るということも予想されるわけであります。ただ制度そのものといひましたしは、やはり不正の摘発といふことが主眼になつておるわけではないのであります。なお公認会計士の制度といひましたしは、公認会計士が会社の帳簿を調査をいたしまして、事実こういう不正があるということを知つていながら虚偽の監査証明をする、或いは十分な注意をしないために誤つた監査証明を、重大な誤謬のある証明をしたというようなことがありますれば、これは当然、公認会計士法の趣旨に従ひましてそれ〴〵懲戒の処分、業務を停止される、或いは登録取消の処分を受ける、こういうようなことになつておるわけでありまして、公認会計士が、そういうような疑義があるのに、公認会計士の信用というところから言ひまして、さやうないろ／＼な不正があるのに黙つておる、これを隠しておる、こういうことはないではないかというふうに思つておるわけでありす。

なお公認会計士の今までの実績というお話でございますが、これは数字的

にどうというようなことで挙げにくく、問題でございませうけれども、やはり公認会計士の監査指導によりまして、会社の経理の組織、いろいろ帳簿組織のやり方とか、原価計算制度のやり方、内部の監査のやり方、こういういろいろな／＼と改善、改良がなされておる会計の経理当局者のいろいろなやり方につきましてでも指導がなされ、向上はして来ておる、こういう事實は勿論全体としては見られると考えておりますが、具体的に数字を挙げましてどういふような実績であるということは、ちよつと制度の性質上申上げにくいわけでありませう。

○菊川孝夫君　そうしますと、あなたのおつしやるのは、併し株主側からするならば、そういう不正な金を使われられないようにしてもらふ、そういうようなことがあつたらば摘発してもらふ。これは一番望ましいことであつて、帳簿のつけ方が間違つてゐるとか、簿記、経理のつけ方がどうの、伝票の書き方がどうのというのは大したことじゃないと思ふのです。日常の問題なんかを監査してもらふというのが公認会計士の仕事だ。今のあなたの説明を聞いてゐると、大体そういうことです。税務署が来て見たときに、帳簿をわかりやすくつけておいてもらふというの程度の程度なら、公認会計士というのは意味をなさないと思ふんです。本当は特別背任横領罪を犯すような重役を摘発することが大事なことなんだ。そういうことは今さしてない。そういうことはする必要があるのだ。ただ帳面のつけ方を間違えておらんかというのなら、まあ簿記の学校の先生の程度でいいのです。準備に聞けば、今のあなた

の説明を聞いてみると、そういうことだよ。

○政府委員(阪田泰二君) まあ先ほど来申上げましたように、会社の会計制度組織、やり方というものが整備して参るということになりますれば、おのずからやはり不正が行われる、或いはまあ不正の段階にまで行ませんでも、不当な、不適当な会社の財務経理が行われるということとはだん／＼減つて参る、そういう機会がなくなると、こういうことになると思えます。具体的にはまあ犯罪行為が行われている、そういうものを漏洩する、こういうようなことを主眼として会計制度というものができていくというふうには考えていないわけでありませう。

○菊川孝夫君 そういう意味じゃないので、僕は、犯罪行為としてそれを摘発しないけれども、商法上の特別責任というところになれば、まあ字で書いた通りに任を背くということだ。背任というのは、取締役会長でありながら、会長の任を背くというふうな行為をやっているのをよく見つけよう的な公認会計士は、まあ頼りないものだ、こういうことだ。そういうことは言えますか。まあそのくらいな程度。何を一体監査するのか、余り実績もわからんようだし、これはえらい試験の制度は国家試験までやつた、ばつとした看板掛けた人が一体……

○政府委員(阪田泰二君) まあ現在の問題といたしまして、そういうことが摘発しない、発見できないような会計士では仕方がない、こういうお話でありました。現在先ほど申上げましたように、監査の範囲がそういうところまでやるようになってないわけでありませう。

す。どこまで監査をやるかという点につきましては制度監査というふうなところからスタートいたしまして、現在、会社の勘定科目のうちの限られた五項目だけについて監査をやるという段階まで来ているわけでありませう。これはいろいろ事情はあると思ひますが、やはり根本的には、こういう監査制度がかなりむずかしいことであるので、漸進的に、今確実にやつて行こうというふうな趣旨でこういうふうに進んで来て参つていくわけでありませう。御指摘のような点は、従いまして、まあ最後の段階まで進みまして、公認会計士監査の制度が、そういう式のもの、殊に帳簿の、或いは計上されたものの適否を調べるということではなくして、計上されないもの、簿外のものまであるかないかということまで調べる、こういうところまで監査の範囲が拡がりますと、それに基きまして十分な監査が行われれば、これは勿論発見されることがあるわけでありませう。現状といたしましては、公認会計士が無能だからということではなくして、監査の範囲がまあそこまで行つていないと、こういうことでありませう。

○菊川孝夫君 そうすると、そういうことはやらせない。それを若しもやらせるというふうなことにすると、又、経営者団体のほうから圧力が加つて来る、そういうことまでやつちゃ駄目だ、こう言つて来るのでしよう。実際問題として……それでまあこれは本当の形式上、経営者側にとつては都合のいいことで、株主をこまかしちまう、公認会計士の監査を受けたのだからということになるれば、一つの世間體

を養うようなことになるのじゃないですかね。実際、公認会計士制度を設けた理由は、それならば帳簿をうまいことつけさせると、それならば簿記を習つて来た良い社員を採りさえすれば、それでいいじゃないかと思うのだ。その趣旨は僕らにはよくわからんのだ。国家試験を改正する。而もこの特別試験までやる、検定までやると、えらいむずかしいこと言つて、専門学科で商法、会計学というふうなことの検定をやるという意味が僕らにはわからんことになつて来るのですが。将来はどうするつもりです、これを。

○政府委員(阪田泰二君) これは先ほど申上げましたように、監査の範囲をだん／＼漸進的に拡げて行くというふうな形になつておりますので、お話を調べる、まあいろいろ／＼そんなことを調べたりするからというので、そういうことまでやつていけないということではありませう。まあこれからだん／＼と拡張して行く、進めて行くというふうなつもりでおるわけでありませう。具体的に現在非常に問題になつておりますようなものが発見されないというところだけで……公認会計士が全体として会社の会計のやり方を指導いたしまして、会社の経理のやり方というものが向上して来るといふ事実、これはやはり或る程度認めなきゃならぬのじゃないかと私も考えておるわけでございます。

○菊川孝夫君 次に、今度はその身分ですが、この公認会計士を採用する場合に、一体どういうふうにして採用するか。経営者は都合のいいのを雇うことになる。それからこれは株主總會の議決を経て承認を求めなければなら

んようになってくるか。それからこれを職責する場合に、経営者に都合が悪い、会長は、これはえらいことを見つけた、こんなやつは駄目だ、やめちまえ、リベートなんか取つておるやつにしろ、こういうことをやれというふうなことになるのですか。そういうことを一つ第何条に書いてあるか、教えて下さい。改正の際にそういうことを考へてなきやいかんの、あなたのほうでは、試験の改正をしよう、改正という試験のことばかり言つておる。試験をやつて、いい人を採れて、免状持たせて見たところで、例けんようじや駄目だから、その点を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(阪田泰二君) 公認会計士を会社が委嘱するにつきますと、これは会社の執行機関から委嘱し、或いは解職することとおるわけでありませう。株主總會にかけるといふことはいたしておらないのであります。ただ、その公認会計士のほうを委嘱するにいたしまして、その公認会計士はこういうふうな非常に厳重な試験を受けた適正な資格者が選ばれておる。そういう意味で会計士の制度があるものであらうと思ひますが、そういうふうなことになるつておる、なお会計士の職業道德といたしまして、当然、会社から委嘱された形ではあります、監査証明に當つて会計士として間違ひのない証明をするというところは、これは当然のことでありまして、それがなければ、会計士制度というものは、これはいろいろ／＼の法律等むずかしいことを定めてみましても意味がないことになるのではないかと思います。それで

具体的措置といたしましては、先ほど申上げましたように、会計士が虚偽或いは不当な監査証明をするというふうなことにつきましては、懲戒の規定がございまして、一定の期間の、一年以内の業務停止処分とか、或いは登録の抹消の処分であるとかいろいろ／＼そういう式の規定がございまして、受けますれば会計士としての信用も失墜するわけでありませう、そういうふうな意味で、会計士がまじめに会計士らしい監査をやるというふうなことが保証されておるといふような形に、制度としてなつておるのであります。

○菊川孝夫君 それなら次に一つ具体的に例を挙げて御質問したいのだが、あなたは、懲戒制度で……例えば今問題になつております名村造船船主が、石川島重工業とか、新三菱重工業とか、みんな調べられておるのだが、結局その調べられておる根本がどうだということ。結局、船会社に対してリベートをやつたかやらんかというところで調べられておるのだが、まあ一割リベートしたか、五分したか知らんが、五分やつたとしても二千五百万円の金が動いておるわけだ。それで契約書もちゃんと取つて、入金したというので、ちゃんと入金の伝票が発行してあつて、一旦、銀行へ入つておるだろうと思ひます。それは現金出納簿にも載つておるだろう。これがリベートするということになつて来ると、ほかに、やつた領收書をとつておるだろう。これは今度の地下鉄の問題も同じことですが、一輛の車輛をこしらへておいて、一千万ぐらいつ戻さしてやるとい

うことになつてゐる。それを今度、経理には不正はございませんと、こういう報告をしておるだらうと思ふ、恐らく……。あれは全部で、今のところはこれは事実あつたかないかわからんので、検査当局のほうで三年、五年かかつて調べることにすると思ふ。最高裁で調べることにすると思ふ。世の中がどうなつてゐるかわからないけれども、そういう事実があつたにもかかわらず、さういふ不正はございませんと、これは監査報告がしてあるとなつて、これは能力がなかつたか、それとも故意にそれを見て見ぬふりをしておつたか、どちらかになると思ふのがな。そういうものを、各公認会計士の故意によつて見逃したものであるか、実際それだけの能力がなかつたために発見できなかったものであるかというところは、誰が今度確定することになるのですか。

○政府委員(阪田泰二君) 只今お尋ねの点でございますが、これは先ほど来申し上げておりますように、監査の範囲といたしまして、最初はまあ制度監査と言いますか、会社の会計組織のやり方、機構というもののから監査を始めておりましたが、昨年の五月から、現金、預金、有価証券、手形債権、棚卸資産という五項目につきましての監査手続を始めたわけであります。只今のお話のようなりべートの問題であります、これは具体的にまあいろいろの場合がございます。普通の商取引上、正規に認められておるりべートでありまして、商慣習上認められておるりべートでありまして、それが会社の適当な収入に計上されておるといふような場合もありますし、或いはまあ非常な不正な犯罪行為に当るような

りべートを会社が法外に受けておるといふような場合もあると思ひます。いろいろな場合が実際問題としてはあると思ひますが、そういうようなものにつきまして、これを殊に不正なものにしまして、これを発見するということになりますと、全体の勘定科目すべてを調べてみなければならぬことになります。収支の状況も全部調べてみなくてはならぬ。更に進んで、その会社の帳簿なり、勘定に計上されておるばかりでなく、それ以外に、簿外に何かあるのじやないかということまで、まあ間接に資料を辿つて調べてみなければならぬ、こういうふうなことになるわけでありまして、現在の五項目だけの監査では、そういうことを発見することは先ずできないと申してよろしいと思ひます。従ひまして、現在の監査の範囲で、只今問題になりますりべートというふうな問題があらましたとしまして、発見できなかったということとは、これは当然あり得ることでありまして、監査範囲が全面的になり、それが徹底して行われる、こういう段階になりますれば……、今度はならなければ……、現状では、会計士が能力があるとかないとかいう問題ではなくて、そこまで監査の範囲が行つていないことに相成つておるような状態でござい

ます。

○菊川孝夫君 次に、この委嘱する権限を誰が持つかというところは、一番大切な問題だと私は思ふのですがね。改正案は馬鹿に試験の改正だけを熱心につめたのだが、公認会計士制度というものを確立するといふ熱意をお持ちになつてゐるのかどうか。お持ちになつてゐるとするならば、例えば執行機

が委嘱するといふことであつたならば、これはその執行機関そのものが大體監査を受ける立場にあるわけですね。株主の代理として、出資者の代理として、監査を受ける立場にある。その受ける立場にあるものが、監査機関を任命する。一体そういうことは、その独立制といふことについてはお考えになつておるのか。これはもうアメリカが言いつつたものだから仕方がない。で、うるさいから出したという程度のものか。それとも、これを守り立てて行かうという熱意をお持ちになつておるかどうか、僕ら疑わしいのだね。そういう改正案を出して来ると、成るほどこれは話せるということになるのだが、この試験制度をやましく言つたつて、結局、会社の重役は自分の好きな奴を委嘱する。これはちよつと骨つ筋があるというふうな奴は、お前は駄目だといふことになつて追われるといふようなことになつたのでは、意味をなさぬと思ひますが、これについて御見解をお聞かせ下さい。そういうつもりがあるのかどうか。あなたがどの程度までこれを守り立てて行かうとしてゐるのか。

○政府委員(阪田泰二君) 公認会計士を誰が委嘱するか、監査を受ける会社が委嘱するといふのは意味がないじやないかといふ今の尋ねにつきましては、確かにそういつた式の考え方も(菊川孝夫君)考え方もいつて、それは本当だよ。君、そんな考え方というところじやない」と述べあると思つております。ただ現在のやり方といたしましては、やはり公認会計士といふものを、厳重な試験をしたしまして、会計士として十分な資格を備えた者に資格

を与えるといふふうな前提を踏ましまして、なお公認会計士が故意に不正な監査証明をやるというふうなことに對しては懲戒処分、罰則の規定を設けまして、会計士の公正な業務の執行を確保する十分な資格を先ず選定いたしまして、なおその業務執行につきましまして、そういう資格を停止するとか、剝奪するとか、そういうふうな面での公正なやり方を確保して行く。こういうふうな建前で行つて行くわけでありまして、お説のような考え方もあるかと思ひますが、公認会計士が会社から任命されれば、必ず会社の利益と言ひますか、殊に会社の不当な……、会計の立場から言ひますれば、不当な、不正な考え方に対して、これを裏付けして行くような監査を必ずするだらう、こういうふうなきめ込む必要もないと思ふのでありまして、現在の制度で一応十分じやないかといふふうに私どもとしては考へてゐる次第でございます。

○菊川孝夫君 現在のやり方で十分だと思ふやうなやつてゐるということになると、それはもうセンスを疑うのですね。公認会計士に対して、えらいこんなむずかしい試験をやる必要をどこに認めるか。折角こういう試験で、ふり分けておられて、いい人間をこしらへられた、その人間を活用する。これは国家が試験をやつたのだから、これをまあ国家的に活用するためには、身分の保障というふうなことも考へてやらなければならぬ。で、そうすると、これは職業を与えるという意味ならば、これはいでするがね、職業教育なら……。そうじやないのだから、これは……で、現在で十分だといふこ

とでは、ちよつと私共納得できんと思ふのですが。と言ふことは、私の言うことはわかると思ふのだ。これは素人論かも知らんけれども、あなたもわかるだらう。そのくらのことはおわかりになるだらうと思ふのだ。これは政治論だけれども、法律論、この法律そのもので言ふのじやないけれども、折角お出しになるならば、そういう点について検討を加えなさいやうなことはないか。アメリカが押しつけた當時は、まあ仕方がないからやつたのはいいけれども、もう六年もやつたので、実績に照らして、今更にはどうして、そういう問題が起きているのだからして、これはこの公認会計士を活かしにしないやうならぬ。そのためには、やはり身分保障といふやうなことも考へて行かなければならぬ。これは、株主總會において重役陣と対決しなさいやうな場合がある。それは報告するでしよう。そういうことだと言つて、それで報告したら、この公認会計士の報告は、相当峻烈な執行部に対する批判的な報告が出る。これに対して、重役陣がやはり真つ向から、そうじやないといふので、両者が對抗して、株主總會において批判を受ける。こういうことにはやらなさいやうな思ふのですが。まあ日本のあらゆる点が腐つてゐるのだから、そんなことを言つてみたつて、それは駄目だと言つてしまへば、それまでですが、それでは何をか言わんやであつて、これは国会議員でもなんでも腐つてゐて、もう腐れついでだからといふなら、これは何をか言わんやだけれども、この法案の提案理由の説明、或いはあなたの内容説明を

法ばかりを採りませんで、徐々に徐々にこれを育成して行きたい。而も目標とするとところは、やはり先生の御指摘になりますように、いろ／＼な、あえていう不正事件はなくするようになり、不正ができないような帳簿書式なり、仕組みに持つて行きたいと、そういうふうな



に念願しておるわけでございます。決していろいろな御指摘の点を等閑に付しておるわけではございません。十分努力しているつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○平林太一君 菊川君からの資格の問題ですが、今度『第三十五条中「特別公認会計士試験」を「第五十七條に規定する検定」に改める。』というところですが、第五十七條の二に「特別公認会計士試験の合格者を定める場合には、試験科目の成績により定める外、必要に依り、受験者が前条第二項各号に掲げる職に在つた年数をしんじやくして定めることができる。それから、その二項、「前項の規定による年数のしんじやくの方法については、政令で定める。」。こうなつておりますが、今度、検定については、第三次試験の受験資格に対する検定と、こういうことになるのですか。ちよつとその点、詳しく説明をお願いしたい。

○政府委員(阪田泰二君) 従来の五十七條の二の規定は、特別公認会計士試験の合格者の、試験を受ける際の年数制限の規定でございますが、その規定を、今度は特別公認会計士試験そのものがなくなるわけでありますので、廃止いたしました。代りに又新たに五十七條の二の規定いたしました。検定試験の内容を規定いたしました。それで検定試験の内容といたしまして、第三次試験を受けるための資格、学識を有するかどうかを判定するために会計学と商法の試験をするのだ、こういう規定を入れましたわけですが、従来の年数制限の規定は、特別公認会計士試験というものはなくなりまして関係上、廃止になりましたわけでございます。

○菊川孝夫君 次にこれは具体的条文に入りまして、会計学及び商法、これは会計学、商法ということになれば、高等学校程度でも会計学を教えます。それから商法も教えます。昔は中学校、商業学校でも教えた。一体どの程度の会計学、商法ということになるのですか。どの程度を狙つておられるのですか。

○政府委員(阪田泰二君) これは今度会計学と商法の二科目につきまして試験検定することになります。従来から特別試験ににつきましては、会計実務のほか、会計学、商事法令というものが試験科目に入つておりました。そのような関係も考えまして、今回は又第三次試験を検定のとで受けられるわけでありまして、こういう商法、会計理論、こういうものにつきまして学識があるかどうか、公認会計士となるに必要にして十分な学識あるかどうかというところを、検定するわけでありまして、そういったような趣旨からいたしまして、まあどの程度の知識であればいいかというところでありますが、これは具体的にちよつとどうということに申上げかねるのであります。非常にむづかしい専門の……計理士とか、税理士とか、こういう人が受けるにはむづかしい過ぎるような試験をすること、は、勿論考へていないわけですが、併し大体の程度といたしましては、やはり現在の新制大学等、いろいろ会計学等をやりますが、そういう程度の試験をすることに、大体の感じとしてはなると思ひます。

○菊川孝夫君 これは今のあなたのお話では、専門的学識を有するかどうかを判定することを目的としてやられるのに、今の新制大学の会計学程度或いは商法の知識というのは、そうすると専門的学識を有するかどうかを判定するといふ目的とちよつと違つて来ませんか。今の新制大学の卒業程度といつても、専門的学識を有するかどうかを判定することを目的としてやられるのか。構想をどの程度に考へておられますか。まあはつきり申上げて、こんなことはむづかしい問題だと思ひますが、一応会計学にはこういう人の著わしたこういう本がある。この程度をマスターしておればいいというふうに考へておられるか。その点を聞いておかないと、この法律をきめるのに、理財局長はこゝまの場を逃れたいといふような答弁をしておられるけれども、法律を審議する際に聞いておかなければならぬ。

○説明員(高橋俊英君) 新制大学卒業という点はその通りなんです。ただ何先生というところで名前を上げるのはちよつと工合が悪いのですが、通常、商法の例で申し上げますれば、弁護士試験でございますが、弁護士試験の際に、学生の皆さんが勉強される、司法官試験の際に勉強される、あの程度の勉強はして頂きたいのです。併し問題を出す場合に、すでに経験者で実務に従事しておられる方が多いのでございまして、その方々に司法官になるようなときに要求される程度のレベルのものを課するといふことは、いささかきついのじやないか。ですから私もとしましては、この検定は、基礎的学識、専門的なものではありますけれども、主

として基礎的な問題、必ずしも弁護士等に要求される程度の高い水準の商法に関するもの、或いは会計理論にいたしまして、学者が非常に論議しておられますようなむづかしい問題についてやるというのじやなくて、大体一般的に認められているところの、学説として認められている、原則としてすでに確立されているといふようなものについて知識があるかどうか、それを或る程度理解しているかどうか、こういうふうなことを調査するつもりでございます。まして、概してこの検定は私どもとしては幾分甘い感じの採点して頂きたいといふふうに考へておるのでござい

ます。そのほかに税理士があるわけでありまして、税理士と計理士とは相当重複しておりますので、このほかに純然たる税理士としては、計理士の資格を兼ねない税理士はおおむね二千名程度であらうと推定されます。合せて六千名以上になるわけでありまして、それ以外の会社等の会計の経歴の深いといふものはたくさんあると思ひますが、受験者の数といたしましては、おおむね今までの少いときで二千人、多いときで三千五百、この程度が受験者一回の受験者数になつております。

○菊川孝夫君 次に第三次試験を受ける有資格者といふものは、一体どのくらい今のところはあります。この三年間におやりになるについて、今までの実績からして大体おわかりだろうかと思ひますが、資格のある人はどのくらいあるのですか。

○説明員(高橋俊英君) 非常ににつきましては、計理士とか、税理士とかといふことで、すでに登録されているといふものは、これは数字がわかります。そのほかに、五百万以上の会社等で会計課長、経理課長等の職を三年以上つた者は資格があることになつております。そのほかこれに準ずるような有資格者がありますが、この数は、はつきりとはおぼえませんが、実際に受験した者の数から推定すれば、相当多いとは思ひますが、受験者の数としては余り多くないといふふうに感じます。と申しますのは、計理士の数だけで、登録されておりますものが今年三月末現在で四千二百十五名ござい

ます。そのほかに税理士があるわけでありまして、税理士と計理士とは相当重複しておりますので、このほかに純然たる税理士としては、計理士の資格を兼ねない税理士はおおむね二千名程度であらうと推定されます。合せて六千名以上になるわけでありまして、それ以外の会社等の会計の経歴の深いといふものはたくさんあると思ひますが、受験者の数といたしましては、おおむね今までの少いときで二千人、多いときで三千五百、この程度が受験者一回の受験者数になつております。

○菊川孝夫君 公認会計士の人物を得る、免状を与えるためには、主として学問的な知識のある人をあなたのほうでは要求しておるか。それとも実務の経験者に主力を置いておるか。どちらを公認会計士として適当だと思つておられますか。これはそこでおのずからわかつて来ると思うのですが、いろいろのことはあつて聞きたいと思ひますが、その点一つ、実務経験者、これがいいか、それとも学校を卒業した、新しい学問的の、知識のある人、こういう人を期待しているか、若手の新進か、それとも長い間、経理関係の事務を担当している者、どちらを……これでは両方とらうといふわけですか。この試験制度を見ますと、若いという人を今後養成して行こう、こういう趣旨でこれは設けられておるのか。

○説明員(高橋俊英君) 私どもとしてはどちらでも結構だと思ひます。学校を出て間もない人は公認会計士として不適当かと申しますと必ずしもそうではございません。但しそれには相当の実務の経験を必要としますので、現在でも学校出たての人は、大学など出て

おれば第一次試験は免除になります  
が、第二次試験を受けます。その後三  
年間の実務と言いますか、講習を受け  
なければ第三次試験を受けられない。  
三年実習をやつて、初めて第三次試験  
を受ける資格ができるということにな  
つておりますので、実務ということに  
ついてはかなり重きを置いております  
し、他の昔の高文に相当するような、余  
り実習を必要としないものとは違いま  
して、三年という期間を要する。従いま  
して計理士、税理士等におきまして三  
年以上登録をして仕事をしておつた  
者ということになつておるわけであり  
まして、最少限度三年の実務経歴は要  
るのだ。併しそれかといつて基礎的な  
学識については何もわからんというこ  
とは語弊がありますが、非常にレベル  
が低いということでは困る。このほか  
に、試験ではなか／＼これはできない  
ことですが、本来ならば人格が  
大切だ。但しこの人格というのはなか  
なか試験でやることはむづかしいので  
ありまして、それを実習の期間等に  
おいてやつて頂くというのが趣旨なん  
であります。必ず政府の指定を受けた公  
認会計士の指導を受けなければならな  
いということになつております。

○菊川孝夫君 次に合格率というの  
は、今までどういうふうに行つて行く  
ためには、どういう試験の合格率だ。  
一般の国家公務員の試験、或いは昔の  
高等文官ですか、弁護士試験、司法  
試験、外交官の試験、これらと、この  
合格率というものを比べて、そうしてこ  
ういふ特別なものをこしらへなければ  
ならんところ、提案理由は太  
体そういふふうな我々受取るのですか  
ね。その合格率をお示し願いたい。

次に何名くらいを無制限にこしらへ  
るというのか。何名くらいまではこし  
らへたいというところから、特別な試  
験の検定ということを考えておられる  
のか。何名くらいの会計士を確保する  
ため、多少の条件を緩和しても、これは  
職業を与えるため、先ほどあなたの言  
われた一つの職業を与えるというのが  
目的であるのか。そのどちらですか。  
その点を一つ……。

○説明員(高橋俊英君) 第一点の合格  
率でございますが、これは特別試験だ  
けについてみますと、昭和二十四年  
から二十八年までの平均で申します  
と、それまでの受験者総数延べ人員を申  
します。延べ人員一万三千六百四十八名  
であります。合格者数が九百五名、  
六・六％、これは年によつて多少不同  
でありまして、昭和二十七年のとき  
は一〇％を超えておりますが、二十八  
年のときは五％、こういうふうな差  
異はございます。その年によつて成績  
のいい場合とそうでない場合がありま  
すが、大体平均は六・六％になつてお  
ります。特別公認会計士試験がそうい  
うふうになつております。

なお参考のために申し上げますと、第  
一次試験は平均一〇％、第二次試験の  
合格率も総平均で申しますと一〇％に  
なつております。それから第三次試  
験、一次、二次を通過いたしました第  
三次を受ける者でございまして、これ  
は特別試験とは全然別個のものござい  
ますが、それは四九％に上つておりま  
す。すでに第一次試験を通過して来  
ますから、第三次試験の合格率は略  
略五割ということになるわけでありま  
す。なおほかの試験とこれを比較いた  
しまして、司法試験におきましては、

これは第一次試験、第二次試験とい  
うのがございまして、非常にからいう  
に見受けま。第一次試験は二十五年  
頃から二十八年までは五％、三％、  
三％、二％、第二次試験のほうも七％、  
六％、五％、四％、そのほか最近行  
れております税理士の試験も科目別に  
受けることになつておりますので、非  
常に科目が多いのでございまして、こ  
れは非常に科目によつて違いますが、  
かなり、からいように見受けま。非  
常に高いものでも、科目によつて合格  
率の高い年の高い率でも二〇％を超  
えているものは極めて稀でございませ  
ん。概ね七％から一〇％くらいで、中  
には極端なのは二％、一％とかとい  
う例がございまして。大体これで通じま  
す。税理士の諸君のほうは或いはから  
いではないかというふうに考えま。

それからもう一点、会計士の数で  
ございまして、これはどういふふう  
に考へます。特別公認会計士試験を行  
いたが急に制度が変更しまして、その  
期間第二次試験を行ひまして第三次  
試験を受けるのは三年の間がござい  
ます。三年間は一人も公認会計士がで  
きないということになると、それは困  
るというところが第一点と、それと従  
来の職業会計事務等の公認会計士とな  
る機会を与えるという両方の趣旨から、  
最初三年間だけ特別試験をやるとい  
うこととございまして、それが延び延  
びになつて今日になつたわけござい  
ます。それで特別試験の合格者は、九  
百五名のほかに、第三次試験を通過し  
た者が五十名でございまして、九百五  
十五名いるのでございまして。九百五  
十五名で一体多いか少ないかという問題で  
ございまして、例の強制監査の対象と

なる会社の数は七百社余りと思いま  
すが、それに対して一人が何社も兼ね  
てゐるというところから、百数十名の公認  
会計士で満員になる。つまり新しく  
強制の対象となる会社が殖え行つて  
は、公認会計士のほうが殖え行つて  
も強制監査の受持の会計士にはなれな  
いわけでありまして。ですから、もう暫  
く前から合格した人も、そういう会社  
を持つてゐるという人は極めて稀なの  
であります。稀なものでございまして、私  
どもは公認会計士を強制監査のために  
だけ必要だといふふうには考へており  
ません。はい、長い限で見ますれば、  
新しく計理士といふのはないわけ  
でございまして、年々多少とも減つて  
行くわけでありまして。そういう職業会  
計人としての計理士等に代つて、この  
特別公認会計士がいろいろな会計上の  
仕事をやるわけでございます。法人だ  
けを仮に捉えて見まして、大きな会  
社でも千数百社ございまして、そのほ  
かに、つまり五千万以上の会社だけで  
も千数百社あり、更に五百万円とか或  
いはもつと小さな法人まで考えま  
すと、何十万という数の法人があるわけ  
であります。これらが、皆が皆、会計  
士の指導を必要とするとは私は思いま  
せんが、一人で十数カ所持つたいたし  
まして、相当の人数が要るのではな  
いか。それから言つて、私も決  
して公認会計士制度を作りながら、そ  
のレベルを非常に下げて、低いレベ  
ルのものをみな会計士にするという気持  
はございせんので、まあ考へ方とい  
はしましては、毎年、当分の間、何名  
とは申しませんが、二百名とか四百名  
とかといふ数字がそれだけ増加して行  
きまして、別に多いとも思いません

し、必要ではないか。併しいわゆる現  
在の段階で強制監査を行なつておりま  
す会社が、極めて限られた数でござい  
ますから、そういう意味における監  
査証明書の必要数、それはすでにも  
一ぱいてある。併し会計士の制度とし  
ては、それだけが目的ではございま  
せん。現に職業の範囲としても、それだ  
けの収入を当てにしてやつてゐるわけ  
ではございせん。他のほうの分野で  
みな十分職業として成立つてゐるわけ  
でございまして。大体何名合格させな  
ければならんとか、どれだけ必要だと  
いふはつきりしたことは申し上げられ  
ませんが、考へ方としましては、従来の  
いきさつ等を申上げますればそのよう  
でございまして。

○菊川孝夫君 それに関連しまして、  
次にお尋ねしたいのですが、強制監査  
の制度ですね。これはあなたのほうの  
分野になるかどうかわかりませんが、  
あなたのほうの担当になつてゐるの  
ですか。

○説明員(高橋俊英君) 担当と申しま  
すと、私の課としては、会計原則を作  
るといふふうなことは私のほうでござ  
いまして、それを契機に当てはめる強  
制監査の面は、只今のところは証券課  
のほうに所管してもらつてゐるわけ  
であります。

○菊川孝夫君 強制監査につきま  
しては、強制監査を設けられた理由と  
いうものは、どうも公認会計士制度と  
裏腹の關係にあるのじゃないかと思  
うのですが、この歴史は、いつから強制  
監査といふものはできたのですか。そ  
れから強制監査制度の設けられてゐる  
理由はどこにあるのか。

次に、監査役との問題ですが、今後

調整して行くのはどの点からどういう調整をして行くのか。その点お伺いしたいのですが、最初の強制監査を設けられた理由は、どうもその監査証明をつけなければならぬと、法律にもぐつと載せてしまつたのですが、アメリカは言つたらしい、その労働組合の強制監査制度を載せてしまふと。こんなものは必要じゃない。ちやんと監査員というのがあるのだから……どうしても入れなければならぬ、アメリカはそうやつてゐるのだと言つて、どうしても聞かなくなつたのですが、日本の強制監査制度、これは公認会計士の問題と密接不可分の関係があると私は思つてお尋ねするわけですが。

○説明員(高橋俊英君) 確かにおつしやるごとく非常に密接な関係でございます。いゝわば公認会計士制度を作つたというの、強制監査の必要がある。つまり会社の外部からの監査の必要がある。それが先ず先にありまして、それにはその当時における職業会計人では不十分である。こういうことから、非常に厳重な試験を受けた公認会計士が必要だと、公認会計士制度を先に作りまして、昭和二十六年の七月から強制監査制度を実施したわけであります。まあ労働組合等に対する監査の問題については、暫らくおくといたしまして、会社に関する限りは、最初のきつかけと申しますか、非常に近い頃で、必要だと言われたのは主に外資導入でございます。外資導入をするのに、日本では公認会計士制度がない。監査役というのはいないので、それは悪口を言うようですが、取締役になりそこなつた次第にある者が監査役になつてゐるような実情にあるから、

そういう監査役が監査したからといつても値打ちがない。やはりアメリカにおけるような公認会計士が監査証明をして、ちやんと内容が裏打ちされてゐるような会計でなければ、外資導入というものは期待できないのではないかと。そういうことが一つのきつかけであつたことは事実であります。で、それが今度はどれだけの意味を持つてゐるかというところでございますが、先ほど来いふ／＼と申しますように、不完全でございますが、とにかく外資導入で、非常に目立つた大きな外資導入はありませぬけれども、会社別に、技術提携、資本提携等で入つて来る場合には、やはりものを言つてゐると、私はその見てゐるわけですが、この公認会計士制度ができて以来、監査というところが非常に問題にされております。監査役による監査にしても、各会社において／＼研究してあります。が、とかく内部監査というふうなことが非常に表面に強く言われるようになりまして、これは、こういう監査制度ができたためである。従つて、今まではどちらかと言へば、手足を持たないような監査役が、今度はちやんとした部下を持つて内部監査をやつてゐるという例がだんだん／＼殖えて来ている。そういうような効果もございまして、それじや監査役だけで十分ではないかという意見も一方にはあります。が、私どもとしては、これは何と申しますか、本

だからやつぱり公認会計士をやつたほうが有効というふうには認めるわけがあります。その点は、監査役制度が非常に立派な監査役制度になるといふことになればおのずから話は別でございますが、そのときには、私は監査役になるような人は、やはり公認会計士の試験を通つたくらいの人になるのが当然であらうと思ひます。

○菊川孝夫君 僕が考えますには、この監査役と公認会計士の関係というものは、監査役が自分の適当だと認める者を、部下としては何だか囁託的な関係において、これを使つて、そして監査をさせる。こういう組織にできるだけするといふふうにする。強制監査といふのは、何か公認会計士という制度を設けた、ところが仕事がなくちや困るから、強制監査という一つの制度を設けて、こゝだけはしなければならぬから、まあそこだけ仕事はあるから、だから公認会計士を設けた。一つこゝでどうしても好むと好まざるにかかわらず頼まなければならぬということになるから、だからそういうふうにかこしらへたのではないか。そうすればだんだん／＼殖えて来るといふことになると、強制監査といふものを殖やす、公認会計士が殖えて来るに従つて殖やすといふことに行つて行くのか。それとも、もつと充実して監査の範囲を拡げて行く、こういう構想を考へてゐるか。どつちか。

○説明員(高橋俊英君) 監査役が内部監査をするのに公認会計士を使うよう持つて行つたらどうかという御意見であります。が、事実、会社によりましては、将来公認会計士として職業会計士になるという意味じやなしに、内部監査をするために、自分の会社の経理を、経理課長等をやつておつた者を受験せしめて、そして内部監査に使つておるといふ例があります。ですから、能力とかといふ点から申しますと、外部から監査に行つた公認会計士よりも事実上はその会社のことに非常に詳しいのですから、内部監査をやつておる人のほうが能力で上だといふことはあるのです。私は比較はできませんが、あると思ひます。併しそういうふうにするれば、先ほど先生がおつしやつた、その会社から給料をもらひながらその会社の不正なり何なりを摘発できるかといふ点になると、全然却つて反対の方向になりやせんか。私どもとしては、公認会計士に、不当や不正のことを知りながらそれをわざと落してやる監査証明をした場合には、業務停止、何と言ひますか、懲戒処分にするまでもない、業務を停止するといふふうな措置がとれて、それによつていゝわば職業を一時剝奪されたような形になるといふふうな罰則を設けておるわけですが、その点、非常に効き目があるのですが、会社の中に従事する者が会社の不正な行為や或いは会社の不利となるようなことを庇つたといふことによつて、その者を処罰する、営業停止を食わせるというところは、ちよつとうまく行かないんじゃないか。公認会計士の場合であれば、そういうことによつて、たとえ金をもらつておりました、まあ今後だんだん／＼やかましくなつて、我々のほうも嚴重にいたしますれば、ちよい／＼懲戒処分を受ける者が出て来るかも知れない。これは非常な衝撃になる。そのことはいゝわば職業上の生命を絶たれたようなことにな

る。あの人は非常に信用のない人であるといふことになるわけですが、その点はやはり外部から監査したほうがいいんじゃないかと思ひますが、さりとて非常に小さな会社にまで徹底的な監査をさせるということになると、経費が大変だろつと思ふ。経費の点で参つてしまふ。先ほど四十万円と申しましたが、まあ大会社に、今の対象になつておる会社にとつては四十万円くらいは大した負担じゃないと思ひますが、小さな会社までこれを及ぼすといふことになる、かなりむづかしい問題があります。なお今こそ四十万円程度で済んでおりますが、全部の勘定科目について相当長期に亘つて監査をすることを強制いたしましたならば、私費の用としてはとてもその程度では足らぬんじゃないかと思ひます。それらとの脱み合せ、費用とを脱み合せて対象も考へて行かなければならぬと考へております。

○菊川孝夫君 いずれにいたしまして、今までお聞きしまして、我々はどうもしつくりと、まあ成るほど結構な制度だと思へんし、まあ宙ぶらりんなものであつて、どちらかと申しますならばすつきりしない。あなたのお話を聞いておつても、局長の言われるのは、不正を摘発するのは主眼でない、まだ五項目ぐらひだといふことになつたら、一番の核心には触れない。そうすると、それなら帳簿の指導員かといふことになる。指導員なら何もそんなにしなくても社員を脱ぎまがしたほうがましだといふことにもなるし、これは何回も試験を、公認会計士の試験をやるにつかましても国で相当の金がかかると思ふのです。どうも、

監査をするために、自分の会社の経理を、経理課長等をやつておつた者を受験せしめて、そして内部監査に使つておるといふ例があります。ですから、能力とかといふ点から申しますと、外部から監査に行つた公認会計士よりも事実上はその会社のことに非常に詳しいのですから、内部監査をやつておる人のほうが能力で上だといふことはあるのです。私は比較はできませんが、あると思ひます。併しそういうふうにするれば、先ほど先生がおつしやつた、その会社から給料をもらひながらその会社の不正なり何なりを摘発できるかといふ点になると、全然却つて反対の方向になりやせんか。私どもとしては、公認会計士に、不当や不正のことを知りながらそれをわざと落してやる監査証明をした場合には、業務停止、何と言ひますか、懲戒処分にするまでもない、業務を停止するといふふうな措置がとれて、それによつていゝわば職業を一時剝奪されたような形になるといふふうな罰則を設けておるわけですが、その点、非常に効き目があるのですが、会社の中に従事する者が会社の不正な行為や或いは会社の不利となるようなことを庇つたといふことによつて、その者を処罰する、営業停止を食わせるというところは、ちよつとうまく行かないんじゃないか。公認会計士の場合であれば、そういうことによつて、たとえ金をもらつておりました、まあ今後だんだん／＼やかましくなつて、我々のほうも嚴重にいたしますれば、ちよい／＼懲戒処分を受ける者が出て来るかも知れない。これは非常な衝撃になる。そのことはいゝわば職業上の生命を絶たれたようなことにな



どこを狙いであるか、ただ議論の応酬だけに過ぎないのでありまして、ちよつと僕らにはこれは成るほど必要な制度である、これは非常に有効だから將來伸ばさなきゃならん。成るほど伸ばさなきゃならんと思うんだが、ところが、ぐんと伸ばすかというところ、そこまでするにどうも困る。だから結局、要するにどう考えても、これはアメリカが来たときにこれをやれと、こう言いつたもので仕方なしにやつた。やつたにはやつた。で、今更止するわけには行かん。こういう性質のもので、大体どうもそういうふうに見える。すつきり徹底的にやるかという徹底的にやれない。だからと言つて、それじやい加減にしておくというわけには行かない。国がわざ／＼金をかけて試験をやるといふんだが、どうもすつきりしないのですな、今まで聞いてたところでは。なぜそんな私が意地の悪いような質問を申上げるかという、これは相当国家としては金を出す。法律改正をするに当つて、イエスかノーかをきめるに当つては、これらどうもえらい必要なものであるという観点に立つてこれと取り組んで行こうと思つて質問してみると、大して、監査範囲をこれくらいに縮めて、五項目くらいに縮めておくというこになれば、核心に触れないことになつて、これじや意味をなさん。折角事務的試験を何のためにやるか。それは職業として一つの看板、大蔵省免許の看板をもちやうということだけが目的でやるんだというこになればおのずから別です。会計士という職業をこしらえる。就職時代ですから、そうしたものを

多くこしらえよう。そうして、されておるといふふうな狙いだつたら、おのずから又角度を変えて考えなきゃならんと思う。この公認会計士制度そのものをぐんと伸ばして、これを有効適切に働かせるように守り立てて行こうという熱意を持つて取り組んでおられるものか、どうもはつきり僕らでは、今までの応答の経過でははつきりしないのです。ね。

○説明員(高橋俊英君) 公認会計士制度について、先生は特に監査の面を非常に強調しておられるわけでありまして、私も先ず第一に、監査のためだけに公認会計士が必要であるというふうには考えておりません。若しそういうことであれば、従来から計理士等があつたのがおかしいのであります。若しあつた計理士等の職業が、やは社会的に必要であつたということであれば、制度が變つて新しい計理士が出て来ないことになつたわけであり。何らかこれに代る制度がなければならん。これは監査だけではありせん。監査というものは仕事の中の今では一部にしかすぎないわけ。例えば報酬として得るうちのほんの一部が監査によつて得るわけでありまして、その他の面を受ける報酬のものが遙かに大きい。これは現に計理士のかたが報酬監査をやつておられない。併し相当の収入を得ておられるかたもある。だから会計士制度というものはいづれにしても要するといふことは納得が頂けると思ひます。問題は、その監査の点が不徹底で、非常に科目の点を限つておつたりして根本的にはわからんようにできておるじやないかというお叱りでございますが、それで満足して

おるわけではありせん。この五項だけをやらばいいというのではないのでして、一挙に全体に入らうとするといふの弊害がございます。はつきり申し上げると、そう急には参らない。毎年、もう少しどうだ、もう少しどうだというこで漸進しようというこで、去年から始めて、この五項の、立監査ですか、実際に監査をやる。それまでは制度監査だけであつて、何もやつていなかつた。去年からはこの五項でございますが、これでいつまでも置いておるわけではありせん。更にこの項目を加える。そうやつて行くに経費との関連が生じて参るのであります。とにかくだん／＼増して行かなければならん。一応全体を見なければ本當の意味の監査になりせんから、そこまで行く間に、会社の側にも十分準備をせしめらう、それだけの監査を受けてもいいように内部的な組織も整えておく、考え方やなんかについてもい加減でなしに監査を受けても十分だといふように整えてもらう、そういう時間的な余裕を置きながらこれを進めて行くわけでありまして、決してこの制度が非常に宙ぶらりんとか……現在の建前では宙ぶらりんでございますが、それは認めますが、この制度全体が直ちにそれだからナンセンスであるといふことにはならないのではないかといふふうなことを考へております。十分に御了解を頂きたいと思ひます。

○菊川孝夫君 私のお考えでは、大きな法人等におきましては、株主總會で自発的に、むしろ積極的に公認会計士を五名くらい置いて徹底的に今回は監査をしたいといふくらいな決議をしてやる。四十万やそこらで五人雇えば二百四十万、少し集すれば二百五十万や三百万の金は直ぐふつ飛んでしまふ。それは、はつきりしておる。ちよつとこの五人なら五人を頼んで、そうして細部に亘つて監査をせしめらうということになれば、おのずからこの会社の株主のものに刷新されて来るのだ。そこに非常によくなつて来るのだらうと思ふ。そこまで協力するように出て行つて、そうすれば事実報酬として支払うのは惜しいやうだけれども、それによつて、二百四十万の報酬を支払うことによつて、一千万円に二千万円もその会社自体が経費の節約になる、こういうふうに行つて行かなければならんと思ふのです。がね。そういうふうな態度に今日の法人あたりはこの制度と取り組んで来ておるかどうか。そこまで積極的に動いて来ておるかどうか。それとも、うるさい制度を設けたといふふうな経営主義に一体出て来ておるものか。今の動きは一体どちらになつておりますか。

○説明員(高橋俊英君) それはもう会社として従来の長い悪い弊風もございまして、確かに、何でしよう、余り深く立入られては困る場合があるからといふことで、いい面もあるけれども、徹底的に監査をやられるのは時期尚早ではないか、といつて、正面切つて反対するものも工合が悪いから少しでも引張つておきたいといふ気持がある。それに対してこちらとしては、それはいいけないのである、やはり日本の経済に欠けておるのはあつた経理道義と言ひますか、重役やその他の都合のいいことばかり書いて、調子のいいことばかり言つておるのは、投資家を

だます面がある、これを防がなければならんといふふうな考えでおりまして、それでこの公認会計士のレベルも非常に高まる必要がありまして、現にこの試験制度ができてから、この試験を目前に非常によく勉強しておる若い人たちが多いといふことはお認めになつて頂きたいと思ひます。

○東隆君 先ほど、外資導入の場合なんか考へてこつた制度をこしらへられた、こういうことを伺つたのです。が、それもあると思ひますが、端的に言つと、どうなんですか。その株主に對する正当な利益を擁護するためにこの制度を設けたのか。それとも國家が会社から正当に税金をとるためにこの制度を設けたのか。どつちのほうに重点を置いてゐるのか、それを聞きたいのです。ね。

○説明員(高橋俊英君) これはもう税金をとるための目的では決してございせん。これは初めに申し上げられまして投資家の保護でございます。本筋は飽くまでも投資家の保護であります。ただ先ほどちよつと外資導入と申上げたのは、それが一つのきっかけになつたといふことでございます。投資家の保護であることは申すまでもございせん。

○東隆君 それでは私はお聞きします。飽くまでも株主の利益を擁護するためこの制度を設けた、これに重点が置かれておるのだと、こつちうわけですね。そうすると、私、疑問を起すのは、飽くまでもこの制度は株式会社の内部において、監査役と取締役との關係から、監査役が飽くまでも株主の擁護をするという立場に立つておるといふ意味で、そつちのほうにつくべきもので

だます面がある、これを防がなければならんといふふうな考えでおりまして、それでこの公認会計士のレベルも非常に高まる必要がありまして、現にこの試験制度ができてから、この試験を目前に非常によく勉強しておる若い人たちが多いといふことはお認めになつて頂きたいと思ひます。

○東隆君 先ほど、外資導入の場合なんか考へてこつた制度をこしらへられた、こういうことを伺つたのです。が、それもあると思ひますが、端的に言つと、どうなんですか。その株主に對する正当な利益を擁護するためにこの制度を設けたのか。それとも國家が会社から正当に税金をとるためにこの制度を設けたのか。どつちのほうに重点を置いてゐるのか、それを聞きたいのです。ね。

すかね、この会計士は。それは私の言  
い方がはつきりしなかつたかも知れま  
せん。執行部と監査をする者と二つに  
分れておるわけですね。理事機関と監  
査機関と、こう二つに分れておるわけ  
ですね。その場合に、公認会計士は一  
体どつちのほうにつくのでしょうか。

○政府委員(阪田泰二君) 公認会計士  
の制度の基本的な考え方として、  
先ほど来申し上げたように、会社の  
監査をやる、株主或いは投資者の保護  
をするという事でござりますが、こ  
れはもつと広く考えますれば、会社  
に対していろいろ取引をする人も、会  
社の内容がはつきりして、こういう人  
も保護されると思ひますが、もつと広  
く考えますと、公認会計士の仕事は監  
査ばかりに限られておるわけでもあり  
ませんで、一般に会計の経理のやり  
方、こういうものを適正に健全にして  
行く、そういうものの向上を図つて行  
くということが基本的にあるわけであ  
ります。只今御尋ねのようなことにつ  
きまして、これは公認会計士が会社  
の監査をいたします立場、やはり公平  
な一般の大家、公衆というものを代表  
した公正な第三者という立場に立つて  
やるわけでありまして、会社の内部に  
立入つて誰の味方をしてどういふ仕事  
をする、こういうような立場ではない  
というふうに私どもとしては了解して  
おるわけでありまして。

○東隆君 併し先ほどお話があつたよ  
うに、四十万円ですか、これは会社か  
ら出るわけですね、結局。そうする  
と、この四十万円プラスアルファの形  
で出てくるということになると、これ  
は会社の理事機関と言つたほうがいい  
ですかね。取締役、そつちのほうに非  
常にこれはやはりいいような方向に  
行くのが人情だと思ひますがね、今の  
機構から言つたら。そういう点は監査  
役も同じですね。

○政府委員(阪田泰二君) この点につ  
きましては、先ほど来いろいろ御質問  
もあつたわけでありまして、強制監査  
を受けます会社は、これはどうしても  
会計士の監査を受けなければならな  
い。会計士そのものはいろ／＼／＼こ  
う試験等を経まして厳重にその資格が  
審査されておる。而も公認会計士の信  
用というものを保持するために制度的  
にいろいろ懲戒の制度というものがで  
きておる。こういうような形になつて  
おるわけでありまして、会社が、取  
締役、執行機関が公認会計士に對する  
報酬を支出すると言ひまして、これ  
は強制監査を受ける会社につきまして  
は、会社の当然どうしても支出しなけ  
ればならぬものになりまして、又、執  
行機関が自分の都合のいいことをする  
ための支出、こういうことではないの  
でありまして、要するに公正な監査を  
受けることによつて、会社自体も信用  
が高まり、経理内容がよい方向に向  
う、こういう利益を受ける。これが四  
十万円なら四十万円を支出する利益に  
なるわけでありまして。何もそういう経  
費を出したから、その報酬を受ける者  
が取締役に執行機関等の不正な意図  
に迎合して監査をする、こういうふう  
にどうもきめ込む必要もないのじやな  
いか。やはり公認会計士の本来の立場  
に立つて公正な監査をする、これが会  
計士の道徳でもあるでしょうし、制度  
的にもそういうことが確保されておる  
のじやないかというように思ひわけ  
てあります。

○東隆君 いろいろなことをお考えにな  
つたことではないですか。例えば一億以  
上の資本を持つてゐる会社ですね。そ  
の資本の額に按分してもいいし、それ  
から事業分量に按分してもいいと思ひ  
ますが、釐出をする、そして一つ溜り  
をこしらへるわけですね。一つの溜り  
をこしらへて、そこから報酬を出す、  
こういう態勢を整えて行くならば、相  
当独立した立場でその会計士の仕事  
ができると思うのですが、そういうこと  
をお考えにならなかつたのですか。

○政府委員(阪田泰二君) その点につ  
きましては公認会計士を会社から独立  
させる公正な監査ができるという立場  
は一層確保するといふ意味からいたし  
まして、まあ確かにそういう考えもあ  
るわけですが、公認会計士の団体、これ  
はまあ公益的な団体になると思ひま  
す、そういうたようなものを結成され  
て、そこから会社に対して、その意  
見によつて公認会計士を派出するとか  
或いは公認会計士の官選といふことも  
考えられます。或いは官選といふこと  
で特別な意図が入るといふことを排除  
しようと思へば、これは又抽選とかい  
ろいろまあそんなことが考えられる。  
い／＼／＼考られる余地があると思ひま  
すし、私どものほうでも研究して見た  
こともあるわけでありまして、ただ現  
段階といたしましては、先ほどいろいろ  
不徹底であるとか宙ぶらりんである  
とかいふ御批判も頂いたわけでありま  
すが、何としまして、制度が始まり  
ましてこれを養成して行こう、会社自  
体にもこういうものをだん／＼／＼受入れ  
て行くといふ体制を作つて行こう、頭

から押付けて強制的に官選会計士を差  
向けると、こういうような形でなくし  
て、やはりこういう官選の制度という  
ものがいいものだ。これによつて会社  
自体も利益になつて経理内容を向上し  
て行くのだと、こういうようなところ  
からだん／＼と公認会計士自体も実績  
をあげまして、そういう方向に行くと  
いふふなことで、まあ現在、育成す  
るという段階にありますが、そういう  
たようないわば非常に徹底した厳重な  
制度に行くというには、まだ尙早と言  
いますか、考える余地があるのじやな  
いかといふようなことに只今のところ  
としては考えておるわけでありまして。

○東隆君 今直ちに行くのだというお  
話ですが、どういふ点が邪魔になるの  
ですか。その方向へ進めるのに……  
実は大きな会社に関係を持つておる者  
は非常にいいけれども、それに関係を  
持つことのできない者は非常に困るの  
です。非常に不公平な関係になるとい  
うのが一つと、それから会社の、まあ  
結局漏れておる形になるわけですね。  
会社に漏れたような形になつて  
おる場合には、これは公認会計士とし  
ての面目を發揮できないじやないか。  
そういう批判があるわけですね。私ども  
のところへそういうことを言つて来て  
おる者もあるわけ、それを是正する  
ために、私はもう少し外部からの監査  
の形態、外部から見るといふ、そうい  
う形態を作り上げるためには、やはり  
報酬その他に關係するものを一つ別な

溜りを拵えて来れば、その關係はもう  
少しすつきりするものであると、こ  
ういふ考え方を持つものであります、こ  
ういふ方向に行くのに邪魔になる  
ものは一体何か。どういふ点が邪魔に  
なるか。それから今現に大きなところ  
ろ、会社なんか位置を持つておる者  
が反対をするというならこれは話がわ  
かりませんが、はつきりしますが、併し  
それ以外にどんなふうなものがある  
か。そんな点をお聞きしたい。

○政府委員(阪田泰二君) その問題に  
つきましては、先ほど経理課長から御  
説明いたしましたように、まあ公認会  
計士の現在資格のある者は、すでに  
強制監査で必要な会社の数より多く  
なつておるわけですね。強制監査の報酬  
を受けない者があつたわけでありま  
すし、まあ只今の会社の、大会社を持  
つ、或いは小さい会社を持つ、或いは  
全然持てない、不公平といふ問題にな  
りますと、なお更に一人で数社を抱  
えておるといふ人もあつたわけですね。  
この点は現在の建前から、まあ公認会  
計士といふものが、自由職業と言ひま  
すか、それ／＼の会社と契約いたしま  
して、会社の委嘱によつてやつておる  
という建前をとつています以上、これは  
まあいたし方がないわけでございます  
で、まあ計理士、税理士にいたしまし  
ても、いわゆる得意先があると言ひま  
すか、大きな会社に頼まれてやつてお  
る者、そうでない者、い／＼／＼そ  
ういふ関係が非常にあるわけですね。こ  
ういふ関係が非常にあるから、現在の  
位についているものを保護するために  
やらないのだと、こういうような趣旨  
では勿論ないのであります、その点  
は、現在の建前をとる以上、そういう

溜りを拵えて来れば、その關係はもう  
少しすつきりするものであると、こ  
ういふ考え方を持つものであります、こ  
ういふ方向に行くのに邪魔になる  
ものは一体何か。どういふ点が邪魔に  
なるか。それから今現に大きなところ  
ろ、会社なんか位置を持つておる者  
が反対をするというならこれは話がわ  
かりませんが、はつきりしますが、併し  
それ以外にどんなふうなものがある  
か。そんな点をお聞きしたい。

○政府委員(阪田泰二君) その問題に  
つきましては、先ほど経理課長から御  
説明いたしましたように、まあ公認会  
計士の現在資格のある者は、すでに  
強制監査で必要な会社の数より多く  
なつておるわけですね。強制監査の報酬  
を受けない者があつたわけでありま  
すし、まあ只今の会社の、大会社を持  
つ、或いは小さい会社を持つ、或いは  
全然持てない、不公平といふ問題にな  
りますと、なお更に一人で数社を抱  
えておるといふ人もあつたわけですね。  
この点は現在の建前から、まあ公認会  
計士といふものが、自由職業と言ひま  
すか、それ／＼の会社と契約いたしま  
して、会社の委嘱によつてやつておる  
という建前をとつています以上、これは  
まあいたし方がないわけでございます  
で、まあ計理士、税理士にいたしまし  
ても、いわゆる得意先があると言ひま  
すか、大きな会社に頼まれてやつてお  
る者、そうでない者、い／＼／＼そ  
ういふ関係が非常にあるわけですね。こ  
ういふ関係が非常にあるから、現在の  
位についているものを保護するために  
やらないのだと、こういうような趣旨  
では勿論ないのであります、その点  
は、現在の建前をとる以上、そういう

たま／＼有利と言いますか、そういう地位についておる者がある、ないということは、これはまあ当然のことでありまして、これはまあ会社の都合、当人の都合によりまして委嘱替えされるところといふことは、これもまあ別段都合の悪いことではないのでありまして、ブルを作りますして、何かそのほうの立場で任命してきめて行くということに現状ではどうかとも思われます。やはり根本的に会計士の制度がまだ育成の段階にある。だん／＼漸進的に確実にやつて来ておると言つておられますし、特に監査の範囲が、先ほど、説明申上げておられますように、制度監査からよりやく五科目だけ、全体の帳簿なり勘定科目の各帳簿について強制監査をするという程度にしか、まだ現在のところ進んで行つておりませんが、そういう段階におきまして今の公認会計士のそういう独立な立場というものを強化する、そういうような部門ばかり進めまして意義もないし、適当ではないじやないか。こういつたよりな公認会計士の現在までの進んで来ております段階から言ひまして、現状ではどうも又そういうことは必要もないし、適当ではないのじやないかというふうに考へておるわけです。

○東原君 先ほど官選の問題もありましたが、官選に到達する過程として、やはりもう少し事業体の内部からでなければ公認会計士としての面目が発揮できないのじやないかと、こう考えますので、この点は将来どの程度のことろまでお考えになつておるものか。それをお聞きしたいのです。

○説明員(高橋俊英君) お尋ねの趣旨がちよつとわかりかねる点があります

けれども、強制監査をやる場合に自由契約でなしにやるという必要性の問題ですが、私たちとしては只今研究しておりますが、これはよろしいかどうか。いずれもそういう何らかの結論が出た場合相談申上げなければならなりませんけれども、例えば電力会社のごとき非常に公益性が高く、而も国家資金を非常にたくさん使つており、政府資金を非常にたくさん使つて、それによつて建設工事をやつておるといふものの会計の監査です。これについて、多少、悪く言いますと強権的な監査ですね。自由契約にしろないところの政府から委嘱を受けた者の監査を受けることを義務付けるというようなことがあつてもいいのではないかと思つておりますが、その場合には、併せてその監査の趣旨は経理の公正を期するといふ意味でありまして、金銭に亘つて行わなければならない。すべに亘つて行わなければならない。部分的な監査をやりますと、それはいよいよ制度監査を突地にやつたという程度でありまして、本当に不正な金の使用を抑えるといふふうなことはなりませんから、それをどこまで踏み切つてやるかどうか、その点と併せて考へなければいかんと思つております。

その点がつまり契約によらない監査が時期尚早だと言はれる点でございます。こちらから、政府から任命するとか、その意思によらない、会社の意思によらない監査を受けるというふうなことになるれば、これは内容的にもそういう必要があるのだといふことではなけれども、その監査の内容が徹底的に行われるのだといふことができないければ、例えば官選であつても何も

発見できないことになるのでございまして、その内容的な問題と密接な関係があると思ひます。研究は十分いたしてあります。全般的な会社にこれをやるということは、とても今の状態では私にはできないと思ひます。これについては経営者側からも相当恐らく反撥もございまして、時期尚早で、公認会計士そのものに問題があるといふことで、必ずしも一氣に押切るわけには行かないと思ひます。ただ一部のそういう非常な効率的な立場から経理内容を監査する必要があるものについては、一つの研究としてやつてみたうどうであらうかといふことは、私の手許ではやつておるわけでありまして、そういう研究を進めておるわけでありまして。

○東原君 この場合に、昔のあの産業組合なんかは、これは自治監督、これは系統機關を通じて、中央会系統のこれは自治監督をやつておるのです。それから勿論自分の内部で監督をやつております。そういう系統でやつておりました。これは政府の資金、当時の預金部資金なんか大分流れて来ておるのも当然ありますし、それからその場合に役所が勿論監督をやつた。主務省が中心に監督が行はれたわけでありまして、それで今いろいろ公益的な会社を初めとして、造船会社のようなものをにしても、財政資金が相当流れて来る。こういうふうなものは、これはもう当然官庁が中に入つてやつていいものだと思ふのでございまして。ただ今までの会社は系統的な形をとつておりませんから、それで暫らくそれに対する監督が行はれないといふ、こういうふうな形が行はれるので、会計検査院なんか、それに融通をした銀行までは

入れる。それから先は入れないと、こういうのが恐らく大きな間違ひになつたらうと思ふ。今度勿論、中まで入つて行く、そういうふうなふうで、会計検査院なんか、そのちのほうまで入らうと思ふ。これは私は当然な話だろつと思ふ。國家の資金が流れて行つた場合に、公益的な事業は勿論のこと、その他造船会社やその他の船会社のような、そういうような國家が特に計画的に助長行政をとつたものに入つて来るのが当然だろつと思ふ。そういうふうなことを考えたときに、当然、行政官庁が手足にして使はれなければならないものを、専門的なものを持つ必要がある。今の行政官庁自体の能力ではこれはできるはずがないのです。そんなような意味で先ほど官選とかいろいろな話もありましたけれども、そういうような方向にこれは大きくなれば、投資がそのちの方面に行く部分が多くなればなるほど、そういう面が出て来ると思ふ。それで、そういう段階に行く過程として、もう少し外部に立つてやり得るような態勢を作り上げ、又それを進めて行く、こういう段階をとるときではないかと、こう思ひますが、この点は、私はこの法律を余りよく知らんものですから、どうもはつきりしうだと、そういうことはできませんけれども、そういう方向に進めて行くことが、公認会計士の試験制度でも何でもそういうふうなものを確立して行くための意味がある。ただ単にその会社の出資者に対する利益を、正当な利益を擁護するためにやるのだといふふうな、重点をそつちに置かれるのだつたら、これは私はあまり試験制度とか何とか、そんなことまでやつてやる必要

はない。だから、もう少しフリーにやつて、自由競争をさせて、いい人がどんどん好い位置に就いてやつて行けるような態勢をとつたらいいで、それからもう一歩進んで、そうして國家の財政資金とか何だかが入つて行ける会社には正当な運用をやらせる。或いはもう一つ、先ほどそういう目的はないと言はれたけれども、利潤を目的にしてやつておるところの会社から正當な課税を、一つ正當に國家が収入を挙げ、歳入を挙げて行く、こういう観点をやはり持つて、そうしてやつて行くなう、十分に目的は達せられると思ひますが、どうです。その点は……。

○政府委員(阪田泰二君) 只今お話の点、非常に参考になる御意見だと思ひますが、私も非常に問題だと思ひますが、私どももそのほうの理財局等としての關係も大きい問題だと思ひますけれども、私どものほうの理財局等の關係から申しましても、まあ財政投融資の關係、資金運用部、政府の特別會計からもいろいろ出資、投資等も行われておるわけでありまして、こういうふうなものが適正な目的通り使用されておるかどうかどうか効果を得ておるかどうかどうか、こういうふうな監督につきましても、先ほど御指摘がございましたように会計検査院等では政府機關等の金庫機關の段階までは調べております。或いは補助金等を受けておる団体等について調査をいたしてありますが、一般に又貸付金の貸付先まで調べるというところは現状ではいたしてないのではありません。で、そういうふうな方面につきまして、これをまあ公認会計士というふうなものが、折角こういう制度があり、だん／＼と育成され、強化されつつあるわけでありまして

から、こういうようなものと結び付けて何らか考へてみる必要があるのじやないかというふうなことになるかと、確かにこれは十分に考へて行く価値があるものだろうと思ふのであります。ただ先ほど来、経済課長からいろいろ細説明申上げましたように、現状といたしましては、先ほどのような部分的な監査をいたしておる団体があります。又これを全面的に、全科目、会社の全内容の監査ということに據げるかどうか、或いは立場を変へまして、先ほど申上げたような非常な公共性の強いもの、或いは政府から特殊の計画性を持つて保護助長を受けておるといふ、こういうようなものについて特に据へて行くとかいふような問題、いろいろ關係するところが広い点もあると思ひます。御趣旨の点は十分に一つ研究してみたいと思ひます。

○東隆君 私にはまあ公社を先頭にしないで、それから公益事業なんかで、勿論、公社の形態に移すべきものもあるでしようし。私らの立場として国営に移さなければならぬものもあるでしようし、いろいろのものがあるわけです。それがもう飽くまで私的独占の形態で、そして国民大衆の利益というものを度外視してやる傾向が出て来ておるわけです。

電気会社を取上げて、それからガス事業の面を取上げて、これはやはり相当な面がある。だから、そういう面に対する監査を中心にして、行政官庁のその方面に対する交渉ですか、そういうものは、こういう面からやはり相当入つて行かなければならぬと思ふのです。

それで私は、これ以上申上げること

は私の意見ばかりになつてしまふので申上げませんけれども、併し仮定として、やはり報酬だの何だのというものは一つのものにまづめて、そうして、若し一億以上の会社を中心にするならば、それでもいいと思ひますけれども、そういうようなもので一つの団体をこしらえて、そこに全部集めてそこで支払いをする、こういう形をとられると、外部に立つて十分に会社を見る事ができる。内部監査と違つた立場においてやらなければ……内部監査ならば、これは監事或いは監査役、その他が十分に動けばいいのですけれども、ダブらしてやつても仕方がないのですから、一応そういう意味で、外部からの監査ができるような形に持つていくことが、公認会計士という意味においても当てはまるのじやないか。こう考えますから、その点を申上げておきます。

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会